

---

議事日程(第1号)

令和7年6月6日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第31号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第10号)の専決処分について
- 日程第 7 議案第32号 令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 8 議案第33号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 9 議案第34号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第10 議案第35号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第36号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第37号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第38号 須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第39号 財産の貸付の変更について
- 日程第15 議案第40号 財産の取得について
- 日程第16 議案第41号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 議案第42号 令和7年度須恵町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第43号 令和7年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第44号 令和7年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 報告第1号 令和6年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第 3 1 号 令和 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 0 号）の専決処分について
- 日程第 7 議案第 3 2 号 令和 6 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 日程第 8 議案第 3 3 号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 9 議案第 3 4 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 1 0 議案第 3 5 号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 3 6 号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 2 議案第 3 7 号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 3 8 号 須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 3 9 号 財産の貸付の変更について
- 日程第 1 5 議案第 4 0 号 財産の取得について
- 日程第 1 6 議案第 4 1 号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 7 議案第 4 2 号 令和 7 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 4 3 号 令和 7 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 4 4 号 令和 7 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 0 報告第 1 号 令和 6 年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

---

出席議員（12名）

1 番	平 山 諭	2 番	川 原 幸 治
3 番	白 水 春 夫	5 番	男 澤 一 夫
6 番	稲 永 辰 己	7 番	川 口 満 浩
8 番	百 田 輝 子	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	欠 員

12番	三 上 政 義	13番	田 ノ 上 真
14番	松 山 力 弥		

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	吉 開 英
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊
公園緑地課長	世 利 昌 信	こども家庭課長	吉 川 聡 士
地域振興課長	平 山 幸 治	都市整備課長	中 牟 田 健
福祉課長	安河内ひとみ	住 民 課 長	百 田 敦
会計管理者	横 山 剛	学校教育課長	吉 本 孝 治
健康増進課長	舩 本 直 明	ふるさと応援課長	船 井 弘 喜
まちづくり課長	櫻 木 美 奈 子	税 務 課 長	安 河 内 高 利
子育て支援課長	稲 岡 慎 太 郎	社会教育課長	伊 藤 泰 彦
上下水道課事業課長	岩 崎 勝	上下水道課管理課長	権 藤 武 範
総務課参事	黒 川 忠 敬	総務課課長補佐	石 津 伸 篤
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。令和7年度初めての定例会でございます。慎重審議のほどよろしく願いいたします。

開会前に広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申出があっており、許可したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ただいまから令和7年第2回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。7番、川口満浩君。

○議会運営委員長（川口 満浩） おはようございます。令和7年第2回定例会議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

5月30日午前10時から、議会運営委員会を開催いたしました。

今回提出された議案は15件、町長諸報告1件、教育長の教育行政報告及び閉会中の組合議会報告2件でございます。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会4件、文教厚生委員会7件、予算審査特別委員会2件です。

なお、議案第41号の人事案件は、本日、提案理由の説明後、採決を行います。

ほかに陳情が1件提出されておりますが、議員への配付の取扱いとしております。

会期は、本日6日から13日までの8日間としております。

次に、日程でございますが、本日、当初本会議、終了後に広報特別委員会を開催いたします。

9日、午前10時から一般質問を行い、終了後に全員協議会を開催いたします。10日、午前10時から予算審査特別委員会、終了後に各常任委員会を開催いたします。13日、午前10時から最終本会議を開催し、終了後に広報特別委員会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

---

### 日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第2回定例会の会期を本日から6月13日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第2回定例会の会期を本日から6月13日までの8日間と決定しました。

---

### 日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、8番議員、9番議員を指名します。

---

### 日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆様、改めまして、おはようございます。

それでは、町長諸報告をさせていただきます。

#### **防災体制の充実強化について**

今回は1件でございます。防災体制の充実強化についてでございます。今年も梅雨の時期となりましたので、防災体制の充実強化について御報告申し上げます。

御承知のとおり近年、異常気象による災害が頻発しており、防災体制の強化は行政に課せられた重要な使命でございます。当町におきましても、その充実強化に鋭意取り組んでいるところでございます。

まず、町内の防災拠点についてでございますが、昨年度末に、須恵町中部防災センターが竣工いたしました。

これに伴い、本年5月1日には、この中部防災センターに加え、カルチャーセンター、すこやかコミュニティセンター、そして、ふれあいコミュニティセンターを指定避難所及び指定緊急避難場所に指定いたしました。さらに、アザレアホール須恵を指定福祉避難所に指定いたしました。

これらの指定により、災害対策基本法に基づいた地域防災計画や、ハザードマップなどの見直し作業に現在着手しているところでございます。

また、今年度は、国庫補助金である、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用しまして、避難所への装備や資材・機材の充実を図ってまいります。

次に、災害時の人的・組織的体制についてでございます。

警報などが発令された際には、災害発生の有無にかかわらず、24時間365日、昼夜を問わず24名の職員が参集し、初動体制に当たります。私を含め特別職も役場に参集し、災害対応に万全を期しております。

また、台風などの悪天候が想像される場合は、須恵町を管轄する自衛隊が須恵町役場に先行配置され、有事に備えます。

加えて、気象庁のホットラインを通じて予報官から最新の気象情報を入手し、避難情報の発令などに役立てております。

さらに、広域連携の強化も進めております。先月には、粕屋警察署が事務局を務める、糟屋地区合同災害対策連絡会議が発足いたしました。

この会議には、1市7町の首長、防災担当課、消防、そして自衛隊も出席し、糟屋地区全体での協力体制が確保されたところでございます。

今後も、町民の皆さんの安全、安心を守るため、防災体制のさらなる充実強化に努めてまいります。

報告としては以上でございますけれども、通常の災害対応における防災無線については、風雨関係、特に台風のときは、聞こえづらいついとかいろいろな問題を御指摘いただいております。

自主防災組織あるいは行政区長さんのほうには通達しているか説明しているんですけども、災害発生時に防災無線が昼であろうが夜中であろうが出た場合、男性の声で何か言っているという場合は、私が直接、ライブで話をしているときです。これは緊急体制、一番危ない状況になる寸前に、私がマイクを通して全員に呼びかけております。

ですから、区長さん、あるいは自主防災組織の役員さんのほうにはお伝えしていますけれども、もし、そういった状況の中で男性の声が聞こえた場合は、避難しなさいということなんだということご理解してください。ということをお説明しております。

今年も、区長会あるいは自主防災組織のほうにはこの点を通知してまいりますけれども、議員各位も町民の方々と触れ合う時期が多いでしょうから、この件については普及啓発していただけたらと思っております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときに併せて質疑をお願いいたします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

---

#### 日程第4. 教育行政報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、教育長の教育行政報告を求めます。猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） 議員の皆様、おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、令和7年度の教育施策に基づいて教育行政報告を申し上げます。

内容は、学校教育課関係が3点、社会教育課関係が3点、そして、子育て支援課関係が2点でございます。

まずは、学校教育課関係についてです。

1点目は、中学生の海外派遣事業についてです。

本議会での御理解も頂き、来月7月26日土曜日から30日水曜日までの4泊5日の予定で、英語を公用語としているシンガポールに中学生を派遣いたします。

これに向けては、本年2月から広報すえや須恵町LINEを通じて、中学1、2年生を対象に広く広報を行ってまいりました。合計59名の応募があり、抽せんの結果、15名の中学生を派遣することが決定いたしました。引率教員3名と看護師、添乗員を含め計20名の派遣団を結成し、現在、第1回目の説明会を終えたところです。

研修結果につきましては、帰国後の8月20日14時から、この議場をお借りして議員の皆様へ報告する場を計画しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2点目は、小学校の6年生を対象とした外国語活動の充実についてです。

外国語の習得にはアウトプットする場の工夫がより重要であるということが言われております。小学校でも、外国語活動から教科である外国語としての取扱いになりました。子どもたちは、教室で習った英語が実際にネイティブの方々に通じるのかどうか、それを試すことで大きな効果が期待できます。

ALTによる指導は行っていますが、あくまでも35対1の関係であり、1人当たりの会話は制限されてしまいます。

そこで、リモートではありますが、海外のネイティブ1人に3人の児童という環境を整え、重点的なアウトプットする場を年間2回設定しております。昨年は、試用期間として1回実施したのですが、子どもたちと教員の反応は大変よく、日常の外国語学習の動機づけになったという結果が出ております。今年は、中学校でもモデル事業として実施したいというふうに考えております。

3点目は、3学期制の本格的な実施です。

これについては、昨年度から議会でも報告し、御理解を得ながら変更させていただきました。当然、通知表は年3回発行されますので、子どもや家庭にとっては、長期休暇前に学習の定着度を知ることができ、休み中の主体的な学びに生かすことができると考えております。

また、中学校においては、定期テストの準備が短いスパンで行うことができ、計画的な家庭学習の定着が期待できること、さらに、現在、前倒しされ1月中旬から実施されております、各種高等学校への入試へも対応できるものと考えております。

また、3学期制への移行に伴い、夏休みについても期間を変更しております。

ここ数年の猛暑により、夏場はほぼ毎日、暑さ指数が危険を示す31を超える日が続いております。そこで、これまで8月20日までであった夏休みを25日まで延ばし、26日の始業式の翌日から給食を提供することといたしました。これにより、暑い中、子どもたちがおなかを空かせて帰宅することがないようにいたしました。

次に、社会教育課関係でございます。

1点目は、部活動地域展開の推進についてです。

今年の5月に発表されました「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終取りまとめでは、学校と地域を2項対立で捉えるのではなく、双方が連携協力して活動を行うことによって、生徒の多種多様な体験や、学校の垣根を越えた仲間や幅広い世代との豊かな交流などの新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を目指していくという意図を込め、「地域移行」という言葉から「地域展開」という名称に変更されております。

本町では、昨年度から令和8年度の休日完全移行に向けて、地域指導者によるモデル事業を、陸上、剣道、太鼓の3部で活動をスタートさせました。

本年度は、その3部の継続に加え、新たな部の活動の拡充を図り、引き続き実践を通して、教員や保護者、地域住民の理解を広めつつ、活動をつかさどる運営体制の構築にも重点を置き、検証を進めてまいります。

2点目は、社会教育活動の充実についてです。

分館活動を取り巻く状況は、共働き世帯の増加や核家族化などライフスタイルの変容を背景に、組合加入率の低下が本町に限らず社会的な課題となっております。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大により各種行事が約3年間中止となったことで、再度行事を見直す機会ができました。

そこで、地域課題の現状を踏まえ、社会教育、学校教育関係者、学識関係者等で組織する社会教育委員会では、主に分館規模での参加となる、町民バレーボール、ソフトボール、綱引き大会の3つのスポーツ行事を対象に、参加者、分館役員、主催者の方々にアンケート調査を実施し、検証結果にまとめた提言書を、このたび教育委員会に提出いただきました。

その中で、本町の行事の多くは長い歴史があり、選手だけでなく応援者も含め幅広い年代の方が参加でき、分館内外を問わず貴重な交流機会になっていることや、運動機会の創出、健康意識の醸成にも役立っているといった肯定的な意見も多数を占め、「人づくり」「絆づくり」「地域づくり」に貢献する大変意義のある行事である一方、今後より一層の充実を図るためということで、開催の意義や目的の再確認や選手集めなど、分館役員の負担軽減の必要性も指摘されております。

教育委員会といたしましては、この提言を基に、主催者の社会教育団体と参加者となる分館にコンセンサスを取り、柔軟な改善、付加・修正サイクルを再認識することで、町民の皆様方にとって、よりよい地域行事につなげてまいりたいと考えております。

3点目は、町内の公共施設内の一部を学習スペースとして開放する件についてです。

昨年、社会福祉協議会50周年記念行事において、高校生の意見発表の中で、町内に学習スペースを設置してほしいという願いが寄せられました。この意見を真摯に受け止め、関係各課と協議を進め、中高生の自主学習を応援するため、町内公共施設内の一部を学習スペースとして開放いたします。

議会の皆様の御理解、御協力もあり、本会議場も開放していただけることになりました。ありがとうございます。

開放する施設や利用条件などの詳細は、7月広報紙に掲載を予定しております。

公共施設を活用する学習支援は、単に学習環境の提供にとどまらず、地域とのつながりや社会性の向上も期待できるものと考えております。

最後に、子育て支援課関係2点です。

1点目は、総園長の配置です。

文科省が推進する幼保小の架け橋プログラムの充実に向け、その中心となって、町内の私立の保育所、こども園と連携を取りながら、小学校への橋渡しをする業務を担っていただくために、須恵みなみ幼児園に総園長を配置させていただきました。これにより、幼稚園から幼児園となったみなみ幼児園において、従来の園長が保育部門と幼稚園部門との連絡調整等、運営の充実に専念できる体制も整えてまいります。

2点目は、第3期子ども・子育て支援事業計画についてです。

子ども・子育て会議により、2年間にわたる審議を経て策定いただきました。

本計画は、令和7年度から11年度までの5年間の、須恵町における子どもや子育て世帯に対する支援を、総合的・計画的に進めるためのものです。

具体的な内容につきましては、月曜日に予定されております全員協議会において報告をさせていただきますが、全ての子どもや子育て家庭が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、「こどもまんなか 笑顔輝く未来をつなぐまちづくり」を基本理念として、須恵町の実情や児童、保護者の意見を反映させながら、子どもや子育て家庭を支援する計画となっております。

今後は本計画に基づき、関係機関と連携を一層深めながら、子育てしやすいまちづくりに努めてまいります。

議員の皆様におかれましても、引き続き教育行政に対し御理解と御支援をお願いいたします。

また、来週12日には、園・学校説明会を実施いたしますので、ぜひ御参加くださいますようお願い申し上げます。重ねてお願い申し上げます。教育行政報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） これより教育長の教育行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

---

## 日程第5. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第5、これより議会報告に入ります。

閉会中に、粕屋南部消防組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。

6番、稲永辰己君。

○議員（6番 稲永 辰己） おはようございます。令和7年5月19日月曜日に行われました令和7年第2回（5月）粕屋南部消防組合議会臨時会について、御報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

日程第2、議長の選挙は、粕屋町の末若憲治議員が選出されました。

日程第3、副議長の選挙は、宇美町の古賀ひろ子議員が選出されました。

日程第8、議案第9号粕屋南部消防組合監査委員の選任同意については、粕屋南部消防組合監査委員の只松秀樹議員の任期満了に伴う後任委員の選任について、議会の同意を求めるもので、松山力弥議員が選任され、全員賛成で同意しました。

日程第9、議案第10号財産の取得（消防救急デジタル無線 携帯型・可搬型移動局無線装置）については、財産を取得するため、議会の承認を得るもので、目的、消防救急デジタル無線携帯型・可搬型移動局無線装置購入、方法、指名競争入札、金額、1,783万6,500円、契約先、株式会社富士通ゼネラル九州情報通信ネットワーク営業部部长畠崎浩成となっており、全員賛成で可決しました。

以上をもちまして、令和7年第2回（5月）粕屋南部消防組合議会臨時会についての報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。5番、男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 令和7年5月26日に行われました須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会臨時会について、御報告いたします。

それぞれの議事日程及び議員名簿につきましては、お手元の資料のとおりとなっております。

日程第1、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議長の選出については、篠栗町の村瀬敬太郎議員、日程第2、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会副議長の選出については、粕屋町の田代勘議員が選出されました。

日程第6、議案については、今回2件上程されております。

議案第6号は、令和7年度一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出それぞれ837万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億5,204万1,000円とするものです。

主なものとしまして、歳入につきましては、須恵町分担金が266万4,000円の増額となっております。

歳出の増額の要因としましては、ソフトウェアライセンス手数料の補正額26万7,000円、不適物除去車購入費の補正額811万2,000円の増額となっております。

全員賛成で可決しております。

議案第7号須恵町外二ヶ町清掃施設組合監査委員の選任については、私、男澤一夫が選任され、出席者全員賛成で同意されました。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので御参照ください。

以上で、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を載せておりますので報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより議事に入りますが、議案第41号の人事案件につきましては、議会運営委員会の報告にありましたように、提案理由の説明後、本日採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、本日採決することに決定しました。

---

#### 日程第6. 議案第31号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第31号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第10号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書は1ページをお願いします。

議案第31号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第10号）の専決処分についてでございます。

令和6年度予算につきましては、さきの3月議会に補正予算（第9号）を提出し、議決を頂いたところでございますが、その後、予算の補正が必要となり、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、令和6年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ511万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ137億2,892万5,000円とするものでございます。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしています。  
2ページをお願いします。

まず、歳入からでございます。

2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までは、3月末の交付決定額に合わせまして、それぞれ増額及び減額補正をしております。

16款財産収入1項財産運用収入で、財政調整基金利子41万1,000円、2項財産売払い収入で不動産売払い収入969万9,000円の増額補正です。

17款寄附金、まち・ひと・しごと創生推進寄附金及び一般寄附金で225万7,000円の増額補正です。

3ページ、18款繰入金は、財政調整基金繰入金8,873万2,000円の減額補正です。

4ページをお願いします。

歳出です。

2款1項総務管理費1,011万円の増額補正は、基金管理事務の増額補正です。

3款1項社会福祉費437万6,000円の減額補正は、国民健康保険特別会計の決算見込みによります繰出金の減額補正でございます。

13款1項予備費61万8,000円の減額補正は、収支調整による減額でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第31号を、議長を除く11人で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。委員長に田ノ上真君、副委員長に男澤一夫君であります。

---

## 日程第7. 議案第32号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第32号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第32号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について

でございます。

この予算につきましては、3月議会に補正予算（第3号）を提出いたしまして議決を頂いたところですが、その後、予算の補正が必要となりましたので、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、ここに報告し、承認を求めらるるものでございます。

内容につきましては、別冊の令和6年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億1,185万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億7,189万2,000円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

保険税の収納見込みや国県の補助金等の決定等、決算見込みに近い形での増減補正を計上しております。主なものを申し上げます。

1款1項国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税の決算見込みから3,274万6,000円の減額補正を行っております。

4款県支出金は、普通交付金、特別交付金が年度末に確定しましたので、それぞれ所要の減額を行い、全体で1億7,551万8,000円の減額補正です。

5款繰入金につきましては、国民健康保険税及び国庫支出金等の補正と、次に説明いたします歳出予算補正によりまして、437万6,000円の減額補正となっております。

7款諸収入につきましては、決算見込みによるもので、78万7,000円の増額補正をしております。

次に、3ページ、歳出でございます。

各費目とも決算見込みにより減額補正を行っております。主なものを申し上げます。

1款総務費につきましては、1項総務管理費から3項運営協議会費まで、それぞれの決算見込みによる不用額113万7,000円の減額補正を行っております。

2款保険給付費につきましては、1項療養諸費から5項葬祭諸費までを、それぞれの決算見込みによる不用額2億611万7,000円の減額補正を行っております。

5款保険事業費につきましても、不用額287万円の減額補正。

7款諸支出金につきましても、不用額32万3,000円の減額補正をしております。

以上、報告しまして承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第32号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第8. 議案第33号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第33号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。安河内税務課長。

○税務課長（安河内高利） 議案第33号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由です。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので、議会の承認を求めるものでございます。

2ページ以降について、主な改正点を説明いたします。

住民税関連では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、大学生年代の子などに関する新たな控除として、特定親族特別控除が創設されることに伴う改正となります。

固定資産税関連では、大規模改修が行われたマンションの減額措置について、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出がある場合は、区分所有者からの申告書の提出がなくとも減額措置の適用を受けることができるとする改正等となります。

軽自動車税関連では、本年11月から始まる新たな排ガス規制により、50ccの原付バイク生産廃止が確実視される中、その代替車両である125ccの排気量ながら最高出力を従来の50cc原付バイク並みに抑えた新基準原付について、その税額を50ccの原付バイクと同じ2,000円とするもの。

また、マイナンバーカードと運転免許証が一体となった、いわゆるマイナ免許証が本年3月から運用開始されたことに伴い、軽自動車税の障がい者減免申請時における運転免許証の提示義務規定の整備等を行っています。

町たばこ税関連では、加熱式たばこにおいて紙巻きたばこへの換算方式見直しに伴い、規定の整備を行っています。

そのほか、公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した総務省令の改正に伴う改正や、そのほか各条文の文言の整理、条項ずれ等の整理を行っています。

附則において、この条令は令和7年4月1日から施行されるものから段階的に施行されるもの、公示送達、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税に関する経過措置を定めています。

以上、報告いたしまして承認を求めます。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第33号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第9. 議案第34号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第34号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第34号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由です。地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので、議会の承認を求めます。

改正内容につきましては、新旧対照表3ページをお願いいたします。

第3条の課税額において、第2項基礎課税額の限度額を「65万円」から「66万円」に改正するとし、第3項後期高齢者支援金等課税額の限度額を「24万円」から「26万円」に改正するとしております。これによりまして、国民健康保険税の課税限度額が「106万円」から「109万円」に合計3万円引き上げられることとなります。

第25条国民健康保険税の減額におきましても同様の改正を行っております。

それから、低所得世帯への軽減判定所得基準の引上げでございます。

第2号、4ページをお願いいたします。

保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定式において、被保険者等の数に乗ずる金額を「29万5,000円」から「30万5,000円」に引き上げるとしており、第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定式において、被保険者等の数に乗ずる金額を「54万5,000円」から「56万円」に引き上げるとしております。

2ページ、附則でございます。

第1項で施行期日を、この条例は令和7年4月1日から施行するとしており、第2項で、この条例による改正後の須恵町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

以上、報告しまして承認を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第34号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号を文教厚生委員会に付託します。

---

#### 日程第10. 議案第35号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第35号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第35号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由としまして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和6年5月31日に公布され、令和7年10月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものでございます。

改正の概要でございますが、職員から妊娠・出産に関する申出があった場合に、任命権者は、仕事と育児の両立支援制度に関する情報提供及び制度利用の意向確認等を行うことに関する規定を追加するものでございます。

また、今回の改正に伴い、条ずれを整理し、関連する条文の引用箇所についても修正を行います。

附則第1条で、この条令は令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行するとしています。

附則第2条で、令和7年10月1日前においても、改正後の条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができるとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第35号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第11. 議案第36号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第36号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第36号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由としまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年1月8日に公布され、令和7年10月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものでございます。

概要でございますが、部分休業制度において、現行制度に加え、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で、1日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことを選択できるようにするとともに、非常勤職員に係る部分休業の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げる規定を追加するもので、併せて文言の修正を行っております。

附則として、第1条で、この条令は令和7年10月1日から施行する。

第2条で、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の条例第18条の4の規定の適用について、経過措置を規定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第36号を総務建設産業委員会に付託した

と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第12. 議案第37号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第37号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲岡子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） 議案第37号の1ページをお願いいたします。

須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例について別紙のとおり提案するものでございます。

提案理由といたしまして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が令和6年11月29日に公布され、令和7年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので、提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、家庭的保育事業所等の施設において栄養指導を受けるに当たって、現行の栄養士に管理栄養士を加えることにより、現場における人材確保の柔軟性を高めることを目的としております。

附則で、この条令は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第37号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第13. 議案第38号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第38号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道課事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第38号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由は、水道法施行規則の一部改正が令和7年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので、提案するものです。

今回の改正は、布設工事監督者と水道技術管理者の資格要件に関する条例第3条及び第4条に水道法施行規則を引用している条文が、改正により繰り下がり、条ずれが生じております。このため所要の改正を行うものです。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第38号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第14. 議案第39号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第39号財産の貸付の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲岡子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） 議案第39号の1ページをお願いいたします。

財産の貸付の変更についてでございます。

下記のとおり財産を貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により本会議の議決を求めるものでございます。

貸付する財産、土地、所在、福岡県糟屋郡須恵町大字旅石523番地、地目、学校用地、地積、6,602平方メートル。建物、変更前、所在、福岡県糟屋郡須恵町大字旅石523番地。構造、木造平屋建て園舎、木造2階建て倉庫、面積、2,100.99平方メートル。変更後、所在、変更なし。構造、木造平屋建て園舎、面積、2,011.65平方メートル。貸付の期間、令和4年4月1日から令和34年3月31日までの30年間。

次ページをお願いいたします。

貸付の価格、土地、無償。建物、月額30万円。貸付の相手方、名称、社会福祉法人豊和福祉

会、所在地、福岡県福岡市下原2丁目2番3号、代表者、理事長薄和哉。

提案理由といたしまして、れいんぼ一幼稚園の園舎の倉庫を解体することに伴い、貸し付ける建物の構造及び面積に変更が生じたので、提案するものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第39号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号を文教厚生委員会に付託します。

---

#### 日程第15. 議案第40号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第40号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 議案第40号財産の取得についてでございます。

財産を取得することについて、須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産、学習用タブレットPC端末868台、取得の方法、指名競争入札、取得価格、4,678万5,200円、契約の相手方、福岡県福岡市博多区千代2丁目1番15、株式会社学映システム福岡営業所、所長松尾雄一郎。

提案理由として、GIGAスクール構想第1期で購入した上記財産について、須恵中学校及び須恵東中学校の端末を第2期により更新するため提案するものでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第40号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号を文教厚生委員会に付託します。

---

#### 日程第16. 議案第41号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第41号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任につ

いてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第41号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

須恵町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第423条第3項の規定により本議会の同意を求めるものであります。

住所、佐谷1006番地1、氏名、百田吉成、生年月日、昭和30年6月25日69歳、任期、令和7年8月1日から令和10年7月31日。

提案理由といたしまして、須恵町固定資産評価審査委員会委員荻雅晴氏が令和7年7月31日をもって任期満了のため、その後任者を選任するための提案でございます。

経歴については、次ページに添付しておりますので御参照ください。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第41号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

ここで休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前10時59分休憩

.....

午前11時09分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第17. 議案第42号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第42号令和7年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第42号令和7年度須恵町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、一般会計補正予算を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いします。

令和7年度須恵町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,554万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ137億1,554万3,000円とする。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるとしています。

補正予算書の2ページをお願いします。まず、歳入からでございます。

14款2項国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で1,671万4,000円の増額補正。

15款2項県補助金は、重点課題研究指定・委嘱校県補助金で10万円の増額補正。

15款3項委託金は、教育統計調査事務委託金で1,000円の増額補正。

19款1項繰越金は、前年度繰越金で872万8,000円の増額補正です。

次に3ページ、歳出の主なものでございます。

2款2項徴税费は、定額減税補足給付金事業で146万3,000円の増額補正。

7款1項商工費は、プレミアム付商品券発行事業で50万円の増額補正。

8款4項都市計画費は、緑地管理事業で522万8,000円の増額補正。

10款2項小学校費1,575万1,000円の増額は、主に各小学校の給食事業で、給食費物価高騰等対策補助金を増額補正しております。

10款3項中学校費では、須恵中学校、須恵東中学校の教育振興事業で60万円の増額補正。

10款4項社会教育費では、図書館サービス提供事業で200万円の増額補正をしております。

4ページをお願いします。

第2表債務負担行為補正で、追加が2件でございます。須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金（令和6年度借入債償還分）及び粕屋南部消防組合負担金（令和6年度借入債償還分）で、期間、限度額は記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第42号を予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号を予算審査特別委員会に付託します。

---

**日程第18. 議案第43号**

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第43号令和7年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第43号令和7年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和7年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和7年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ660万円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億9,860万円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

3款1項国庫補助金660万円の増額は、歳出の子ども・子育て支援制度の創設対応における委託費に充当する子ども・子育て支援事業費国庫補助金でございます。

3ページ、歳出でございます。

1款1項総務管理費660万円の増額補正は、子ども・子育て支援制度の創設に伴う国民健康保険システムの改修業務委託料でございます。

以上です。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第43号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第43号を文教厚生委員会に付託します。

---

## 日程第19. 議案第44号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第44号令和7年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第44号令和7年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和7年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和7年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ209万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,109万円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。2ページをお願いいたします。歳入でございます。

6款1項国庫補助金209万円の増額補正は、歳出の子ども・子育て支援制度の創設対応業務に充当する国庫補助金です。

歳出、3ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費209万円の増額補正は、子ども・子育て支援制度の創設に伴う後期高齢者医療システムの改修です。後期高齢者医療の保険料と子ども・子育て支援金を案分しての徴収や収納管理システムの改修を行います。

以上でございます。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第44号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第44号を文教厚生委員会に付託します。

---

## 日程第20. 報告第1号

○議長（松山 力弥） 日程第20、報告第1号令和6年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書は1ページをお願いします。

報告第1号令和6年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり本議会に報告するものでございます。

次のページをお願いします。

令和6年度当初予算及び補正予算で承認いただいているものでございます。

2款1項総務管理費、標準化情報システム導入業務委託（コンビニ交付システム）、翌年度繰越額544万5,000円、財源として一般財源544万5,000円。

3款1項社会福祉費、低所得世帯支援給付金事業、翌年度繰越額2,806万4,000円、財源として、国県支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,806万4,000円。

8款2項道路橋梁費、芋堀～西原線道路改良事業、翌年度繰越額1,456万円、財源として、既収入特定財源は地方債で道路改良事業債6万円、未収入特定財源は国県支出金の社会資本整備総合交付金1,210万円、地方債は道路改良事業債140万円、一般財源は100万円でございます。

9款1項消防費、一般備品購入費（避難所環境改善事業）、翌年度繰越額824万9,000円、財源として、国県支出金の新しい地方経済・生活環境創生交付金412万4,000円、一般財源412万5,000円。

10款2項小学校費、第一小学校長寿命化事業、翌年度繰越額4億7,583万8,000円、財源として、国県支出金の学校施設環境改善交付金7,845万円、地方債、須恵第一小学校長寿命化事業債3億9,730万円、一般財源8万8,000円。

5項社会教育費、文化会館舞台吊物改修事業、翌年度繰越額4,994万円、財源として、地方債、文化会館舞台吊物改修事業債4,490万円、一般財源504万円。

翌年度繰越額の総額5億8,209万6,000円を令和7年度に繰り越すものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、報告済みといたします。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

この後、11時35分より第3委員会室で広報特別委員会を開催しますので、委員の方は御集合ください。

次の本会議は、6月9日午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時23分散会

---